

第6回 足場からの墜落防止措置に関する調査研究会

平成19年8月8日(水) 15:00～17:00

(社)日本ボイラ協会 2階 講習室

事務局 それでは全員そろいましたので、ただいまから第6回目の足場からの墜落防止措置に関する調査研究会を開催させていただきます。

まず資料の確認ですが、座席表がありまして、その次が第6回の議事次第、めぐりまして資料No.6-1「第5回議事録概要(案)」、5～6ページめくった後に資料No.6-2「具体的検討項目に関する方針(案)について(修正版)」、また10ページぐらゐめぐりまして最後のほうに資料No.6-3「足場からの墜落防止措置に係る労働安全衛生法令等」です。資料が不足している方はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は検討内容が多々ございますので、迅速な議事の進行にぜひともご協力をお願いします。それでは、議事に入りたいと思います。三浦座長よろしく申し上げます。

三浦座長 遅刻しまして申しわけありません。大変な暑さなものでタクシーに乗ったのが失敗で、ここに来て5階に行って3階に行つてうろちよろしてございまして失礼いたしました。

早速、議事に入りたいと思います。まず資料No.6-1の前回第5回議事録の確認です。事務局よろしくお願ひいたします。

事務局 前回第5回研究会の各委員のご発言につきましては、ご発言をもとにしてテープ起こしによる議事録を作成し、発言の趣旨を文書化して議事録概要(案)を作成しました。資料No.6-1になります。事前に各委員にテープ起こしの議事録、議事録概要(案)をお送りし、ご確認をいただいておりますが、修正作業が間に合った修正意見につきましては、今回お配りした案文に反映させていただいております。

最新の修正版が資料No.6-1のとおりです。読み上げは省略させていただきます。ご確認をお願いします。また、何かお気づきの点がございましたら、後日、事務局までご連絡ください。よろしく申し上げます。以上です。

三浦座長 それでは、本日の主要の議題、「具体的検討項目に関する方針(案)について」のご審議をいただきます。前回とほぼ似たようなものですが、事務局で修正された部分がございます。事務局からご説明いただいて、次いで各位のご意見を賜りたいと存じます。よろしく申し上げます。

事務局 それでは、お手元の資料No.6-2をごらんください。前回までの委員等意見につきましては、追加部分が大きく2点ございます。また、「今後の方針案」について文言の調整をしております。さらに、4ページの「(5)その他 足場や中さんの材質について」という項目について口頭でお話をしておりますので、この部分を文面化しておりますので、ご説明申し上げたいと思います。

それでは資料No.6-2の1ページ目をごらんください。こちらにつきましては、前回までの委員等意見におきます下線部の部分を追加しております。読み上げますと、「メッシュシート」については、(社)仮設工業会の「使用基準」及び「経年仮設機材の管理に関する技術基準」を守っても、絶対に墜落を防止できない。以上でございます。

続きまして、めくっていただきまして3ページ目の一番下の部分ですが、二つ目の下線

部分がございます。こちらも同様の内容でございますが、1 ページ目がわく組足場に係るもの、3 ページ目が単管、つり足場に係るものということで一応区分して記載をしております。読み上げます。「メッシュシート」については、(社) 仮設工業会の「使用基準」及び「経年仮設機材の管理に関する技術基準」を守っても、絶対に墜落を防止できない」。以上でございます。

なお、4 ページ目に行きまして、(5) その他としまして、足場や中さんの材質について口頭で補足した部分を入れております。読み上げますと、「(5) その他 足場や中さんの材質について <検討ポイント> ○足場や中さんの材質を規定すべきではないか」というところでございます。

5 ページ目の一番上に行きまして、「前回までの委員等意見」としまして、「○造船業における中小・零細メーカーでは、鋼製の手すりではなく、トラロープを使っているところがある。幅木やメッシュシートを法規制する前に、現行法令の遵守を徹底することが必要である」。以上でございます。

これにつきましては「今後の方針案」としまして、「○足場の手すり及び中さんの材質については、繊維ロープ等可撓性の材料を使用してはならない旨を法令で義務付けることとする」。以上を追加することとしたいと思っております。

追加部分については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

三浦座長 資料 No.6-2 (の1 ページ) で1カ所訂正、同じく3 ページの下段で1カ所、4 ページの(5) その他で追加。ここが変わった点であります。すぐ議論をいただきましょうか、それとも「今後の方針案」のところを事務局からご説明いただきましょうか。いかがいたしましょう。

事務局 できましたら、まず追加部分についてご意見をいただきまして、その後に追加部分以外も含めて全体のご意見を賜ればと思います。

三浦座長 では今の3カ所、追加部分についてご意見はございますか。

高橋(哲)委員 前回、ご質問すればよかったんですけども、「メッシュシート」については」というアンダーラインの部分で、「使用基準」及び「経年仮設機材の管理に関する技術基準」を守っても、絶対に墜落を防止できない」と。ここまで断定できる根拠というのはどういうことでしょうか。

三浦座長 このご意見は小野委員ですね。どうぞ。

小野委員 これは何度も繰り返し私自身も言っていますが、メッシュシートを張ったことをもって……。落ちることをまず私は絶対だめだと言っているのです。ところが、今までの議論ですと、落ちても途中で食いとめる効果があれば防止機材ではないかと言われて、この点です。私は、落ちることはもうまかりならんと最初から言っているのです。落ちた人が途中で食いとめられる可能性があるからといって、それはもうだめだということを行っているわけです。落ちることを絶対的にだめだと私は言っている、その違いです。

高橋(哲)委員 前回の試験を過去の担当に詳しくいろいろ聞いてみますと、新品です

から経年は関係ないと思いますけれども、必ずしも仮設工業会の使用基準そのものでやっていなかったというような経緯を聞いておりますので、これについては再度検討する必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

鈴木委員 メッシュシートを墜落防止措置機材として認めるか認めないかという論点に立てば、その辺の整理を今後いかに進めていくかということを前提に、もしその検証試験が必要であるというこの場のご意見でしたら、検証試験をもう一回させていただくことについてはやぶさかではございません。

三浦座長 前回は実験をやりましょうという話が出ていました。議事録でそこというふうにご指摘できますか。何ページを見ればいいですか。たしかありましたよね。

事務局 はい、ありました。

三浦座長 後半だったような気がします。

高橋（哲）委員 前々回ですね。前回は例のヒアリング結果を中心に報告しましたので。

三浦座長 前々回。ではここには記録はないようですが、皆さんご記憶があるかと思えます。そういうことをやることはやぶさかではないというご意見ですが。

鈴木委員 ちょっとつけ加えさせてください。多分ダミーを使った実験ということになると思えます。そうした場合に私どもは力学的、工学的な実験は行う能力はあるのですが、ダミーを使った人間工学的な実験となると、その辺の頭脳は持ち合わせておりませんので、私どもだけではなくて、安研さんとかにご協力いただいて、その指示のもとでは行えると思えますし、必要であるというこの場のご意見であれば、なるだけご協力させていただきたいと思っております。

三浦座長 実験をやることにやぶさかではないというご意見に対して、私としてはやることは大いに結構だと思います。そのときもご指摘したと思いますが、実験をやるとなるのかなりの経費がかかるだろうと思えます。その経費負担をどうするかというような議論も十分しておかなくてはいけないと思えますし、人間工学的な見地からダミーを使いますよということになっていきますと、技術議論をするために別途、実験のためのワーキンググループ、委員会をつくるか、そういう動作も必要だろうと思えます。

それから、事はシートと足場との墜落ということにかかると、それらのシートを含めたメーカーの技術屋さん、責任を持って技術的意見を出していただける人の参加とか、そういうことが必要になろうかと思えます。

今、仮設工業会のほうから安研のご協力もあればというご意見でしたが、私は当然のことであると思えます。責任を持って材料を提供する、シートメーカーとかそういう人たちの参加を得て、さらに、命にかかわる問題で社会的問題を後ろに抱えておりますから公開実験とすることが大変重要だと思いますので、そういう議論を踏まえて実験を行うべきかどうか皆さんのご意見をお聞かせいただければと思います。

高橋（哲）委員 安研にご協力いただけるかどうか、その見解を一言。

事務局 まずこの委員会のご意向にできるだけ従いたいということと、あと予算の措置は、この委員会の予算はとっているのですが、実験までの予算を十分にはとっていないので、どの辺までやるかというのを議論していただいて、その辺の予算どりと検討させていただきたいと思います。できるだけ前向きに対処したいと思います。

鈴木委員 前回の実験は、この場でもいろいろ論議がありましたけれども、そういったことはもし実験をやるとなると当然、参考にさせていただかなければいけないことになると思います。いろいろな実験条件がございますので、実験条件をかなり絞って考えていかなければいけないと思います。もしやるとなったら日程の件、費用の件、その他ありますので。この研究会の場でこういう実験条件で、こういう計画のもとにやりますよということをご審議いただいた上でないと、かなり絞り込んだ実験なり何なりは実現ができないのではないかと思いますので、その辺はぜひそういうプロセスを踏んでいただくことが必要ではないかと思います。

三浦座長 費用というのは重要ですね。それから、いつまでに答えを出すのかという工程も重要です。どんな実験項目が加えられるべきか、それは費用との絡みになってきます。そうなってくると、私はここの委員会でその議論を出すというのは大変時間もかかるだろうと思いますし、別途ワーキンググループでもつくっていただいて、その出てきた結果をここで審議するというのがより合理的な方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

高橋（哲）委員 私も座長の意見に賛成で、次回29日の全体会議まで3週間ございますので、それまでの間に安研、仮設工業会、場合によってはシートのメーカーさんなどの参加も得て、いわゆる非公式な会合を重ねて実験条件等について一つのたたき台を出していただいて、ここでご承認いただくと。3週間あればそれなりのものができるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

鈴木委員 タイムスケジュール的なことはどういう想定で考えていらっしゃるのか、事務局サイドからちょっと（伺いたいと思います）。といいますのは、私どもも日常業務を持っていますので、実は私どもの東京試験所というのは2カ月先までフルに埋まっています。ですから実験できないということではなくて、何とか工夫はさせていただきたいと思いますが、その辺のご意向等をはっきりさせていただかないと、なかなか具体的に論議が進まないと思います。

高橋（哲）委員 今のはいわゆる実験条件ですね。実験するのが8月という意味ではないです。

鈴木委員 そうですか。

高橋（哲）委員 実験条件としてのワーキンググループを三浦先生がおっしゃったようにつくって、29日に一応みんな日程をとっていただいているので、そこでその結果が実験条件として適切かどうかを議論していただこうと。実験はそれからです。

鈴木委員 その点はわかりましたけれども、その実験をやるならやるで、いつごろまでにそういう結論を出さなければいけないのか、大まかなスケジュールで結構ですが、どう

考えていらっしゃるのかをお示しいただければと思います。

事務局 具体的なスケジュールというのは今のところないのですが、やはり実験をやる時には、かなり実験条件を精査したほうがいいと思います。後々いろいろなトラブルになっても困りますので、そこはちょっと慎重にしたいと思います。そういう観点から、一応29日を予定しておりますけれども、場合によってはそれがちょっとずれ込む可能性もあるということで、そこら辺のことにつきましては事務局と仮設工業会、我々厚生労働省、安研も含めまして、検討させていただきたいと思います。そういう条件あるいはスケジュール等も含めて、その場で検討させていただければありがたいと思います。

三浦座長 3週間という時間しかないので、相当真剣にやらなくてはいけないと思いますが、夏休みなもので私は来週いっぱい休んでいます。皆さんもそうですか。

高橋（哲）委員 大体交代で休みます。

三浦座長 29日までにここまでやろうとか、事務局のほうでスケジュールをよく詰めてください。この暑い中、また皆さんにご足労をかけるというようなことは極力避けるようにして、一発で決まるように密な計画をおつくりいただければと思います。計画をつくるに当たっては、先ほど私が申し述べたことを十分配慮していただければと思います。

ほかにご意見はございませんか。

小野委員 そういう方向で私も賛成ですが、実験の内容について後々、社会的に担保できるような先生方にぜひ入っていただきたいと思います。身内の中でこそっとやるのかそういうことではなくて、今はそういう話になっていないし、やはり公明性、公開性を持ってということで、この委員会でそういうぐあいに実験を経て決めたことに対して、社会的にちゃんと申し開きができる体制を整えて、ワーキンググループの先生方はそういう先生方をそろえてほしいと思います。以上です。

鈴木委員 もう一回確認をさせていただきたいのですが、検証実験をするという話だと思います。その中身が前回の実験の再現実験なのか、それとも——事務局のほうでいろいろ資料として今後の方針ということで幾つか出てきていますよね。その辺で論議になって、検証実験をしなければいけないポイントに対する実験なのか、その辺がいまだにはっきりしません。もちろん私どもは基本的に実験をお手伝いするという姿勢でいきたいと思いますが、その辺をもう少し明確にさせていただかないと、実験計画を立てるといってもなかなか話が進まないのではないかという気がいたしておりますので、その辺をもうちょっと確認させていただきたいなど。

三浦座長 重要なご指摘だと思いますが、いかがでしょうか。ご意見はございますか。

前回の追加実験といいましょうか、前回の実験の再現性をチェックする実験ではないように私は思います。改めてここで提示されてきているような問題、議論になっている問題を含めないと、前回の実験の再現性をやるだけでは意味がないような気が私としてはしておりますが、逆に鈴木委員はどのようにお考えでしょうか。

鈴木委員 前回の実験については賛否両論ありましたが、それなりの結果が出て

きているわけで、当然それは尊重すべきことだろうと思います。したがって、それを踏まえてと先ほど私は申し上げました。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、いろいろな条件がございますので、かなり実験条件を絞っていかなければいけないという点はある。その辺はどうなのかなど。幾つか今後の方針ということもございましたけれども、その辺をワーキンググループのほうでもんで、この研究会の場でご承認をいただく形でもろしいんですねということです。

事務局 いま議論になっているのは、私どもでメッシュシートにつきましては仮設工業会の使用基準なり認定基準がございますけれども、そういう一定の条件で認めてはどうかというご提案をさせていただいておりますので、基本的にはそういった条件です。あるいは、メッシュシートというのはどういった条件であれば墜落防止措置として認められるのか。そういった観点からやるということですから、おのずと前回の実験の条件とは変わってくるものだと考えております。

高橋（哲）委員 前回の実験は仮設工業会の使用基準でやっていないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。だから、前回の実験とは違った条件に当然なるということが言えると思います。ですから、その際に基本的に検証すべき事項というのは、仮設工業会のこのアンダーラインのところについて、基準を守っていても本当に絶対に墜落を防止できないのかどうかであって、もし墜落を防止できれば、逆にこの意見は消えてくるということです。ですから、ここの2行を検証するということですね。

鈴木委員 わかりました。ただ、実験の結果を踏まえて、それをどう評価するかという点についてはどうなんでしょうか。

三浦座長 大変難しい問題だと思います。そこで、私が先ほど言いましたように、メーカー側、利用者側、第三者——これも主として技術屋さんですね。そういう方によって実験計画を立てる。実験計画というのはあくまでも目標設定で、その答えが出るような実験計画を立てるわけです。むやみやたらにやるわけではないわけで、こういうような実験をすればこういう答えが出るであろうという予測のもとに、ある実験計画をつくる。そこで出てきた答えは、非常に重たいものに相なろうと思います。そのワーキンググループで立てられた実験計画をこの場でご承認いただき、出てきたデータはそっくりそのままこの場にお返しいただいて、ここで議論をすることに相なろうかと思えます。

当然、そこにはワーキンググループの意見というものはついてくるわけです。実験結果に対する見解がついてここへ出てくる。そういうものではないかと思いますが、鈴木委員いかがでしょうか。

鈴木委員 わかりました。

三浦座長 では事務局のほうで、どういうメンバー構成で、どういう公明性、公開性を担保して、いつごろにこういう実験検討グループを立ち上げ、答えをいつごろまでに出せるか早急にご検討してみてください。よろしく願いいたします。

小野委員 しつこいようですが、事、人命のことです。それから人権にかかわる

こともあります。ですから後々、社会から追及されてもそれに耐え得る形をとっていただきたいということです。

三浦座長 それは当然のことで、公明性、公開性というのはそこです。私も斜面の問題で実証すべきということで実証実験をやりました。そのときも公開原則を前提にして実験を進めました。当然のことではないかと思えます。よろしいでしょうか。

小野委員 はい。

三浦座長 では先へ進んでいきますか。次は……。

高橋（哲）委員 1 ページの一番上の○（丸）の小野委員の「作業員の墜落・転落防止のためには「2 段手すり」と「幅木（つま先板）」を設けることが必要である」ですが、国交省さんの新聞記事が現に出ておりまして、手すり先行工法について共通仕様書化する、土木工事で義務化ということですがけれども、例えば単管足場しか組めないようなところ、そういうところもすべて2 段手すりと幅木が義務化されているのかどうか、そこを伺いたいのですが。いわゆる手すり先行工法以外の部分の足場ですね。お願いします。

前川（秀）課長（代理） 今のは国交省に求められているんですか。国交省の課長の代理で出ていますけれども、共通仕様書の内容は、「わく組足場を設置・使用する場合は」というのが頭についております。

高橋（哲）委員 そうすると単管足場の場合ですと、2 段手すりをつま先板（幅木）は必要ないということですね。仕様書では書いていないと。

前川（秀）課長（代理） 必要ないとはなっていないですけども、今のわく組足場を使用する場合は2 段手すりと……

高橋（哲）委員 だから単管足場の場合を聞いているんです。

前川（秀）課長（代理） 単管足場については記載していません。

高橋（哲）委員 だから決まっていなと言えればいいわけですね。

前川（秀）課長（代理） そうですね。

高橋（哲）委員 だから規定はなしと。確認です。はい、わかりました。

高橋（元）委員 メッシュシートについての検証は、皆さんこれで合意したような感じを受けました。それではその検証をするときに、2 段手すりと幅木を設けた場合の比較とか、要するに2 段手すりと幅木があれば絶対に墜落しないということが言い切れるのかどうか。メッシュシートを設けた場合の墜落防止なり途中でとめることのできる効果、ある意味で性能がどっちがすぐれているとか、そういったことの検証はしないのですか。それも含めてのことですか。そこがよくわからない。メッシュシートだけの効果を言うのか、2 段手すりと幅木を設ければ絶対に墜落災害が起きないというようなことを言っていることもあるのですが、それとの比較はどうなんですか。それもやるということでもいいんですね。

三浦座長 今の私の認識では、このアンダーラインのことだという高橋（哲）委員のお話（だと思えます）。

高橋（哲）委員 そこまでやる時間的余裕がないと思います。それをやる実験ではなくて、このアンダーラインをあくまでも検証したいということです。

高橋（元）委員 わかりました。

三浦座長 手すり、つま先板が有効かどうかというのは、ダミー人形を使ったところであくまでも人形で、落ちるのは人間ですから実験するというのは非常に難しいでしょうね。

鈴木委員 難しいです。すごく大変です。

三浦座長 落ちるケースは、大体座り仕事が多いですよということから、座り仕事をダミーにさせて、どうやってそれに外力を加えるかなどというのは大変難しいことでしょうね。それでご理解いただけますか。

高橋（元）委員 老婆心ながら実験した後どうなるのかなというのが。

高橋（哲）委員 上のほうは無視していただきたいと。それをやっていたら時間的余裕がないし、実験の数が膨大になりますので。

三浦座長 ほかにご意見はありますか。

高橋（哲）委員 ワーキングのほうでどうしてもつま先板（幅木）との比較をしたいという意見が出れば、また考えますが。

高橋（元）委員 実験するというのではなくて、実験結果ができたときにどう比較するのかなど。

高橋（哲）委員 機能が違うから、それは比較できないでしょう。

高橋（元）委員 わかりました。では、そこは……

高橋（哲）委員 同様のものを同じように落としてみて、2段手すりとは幅木の場合とメッシュシートと同じようにぶつける手はありますけれども。

高橋（元）委員 それは一つのシチュエーションを想定しての墜落の実験ですね。

高橋（哲）委員 そうです。

高橋（元）委員 だから、あらゆる場合を想定しての場合ではないですね。そこはちゃんと理解しておかないとまずいと思います。

小野委員 一言いいでしょうか。幅木のことをよく言われています。私も言いました。中さんとか下さん、中間手すり、中間手すりの下から落ちている事故事例も結構あるわけです。ではそれをとめるのは何でしょうかといたら、下に床板と接している幅木が大事ですよ私は言っているわけです。下さんから落ちる場合の実験は簡単ですから、それはやられてもいいのではないのでしょうか。幅木を使った場合と使わない場合、このぐらいの実験は本当に簡単な話ですから、それはやられたほうがいいのではないかと思います。

例えば、2ページ目の一番上の①ですが、「今後の方針案」の中に、「交さ筋かい」に加え、「下さん」又は同等以上の機能を有する「幅木（つま先板）」を設置する」と。「又は」となっているのですが、私は「及び」なんですよね。この文章は「下さん又は幅木」というような解釈をされますけれども、私は「下さん及び幅木」のことを言っているのです。単管についても一緒です。「交さ筋かいに加え」ということ自身が、私はだめだと言ってい

るのです。交さ筋かいを手すりとみなすというスタンスはだめですよ私は言っているのです。先ほど言った幅木の役目は、そういう意味であれば簡単ですからやられてもいいのではないですかということを行いました。

三浦座長 ここで実験内容の議論をやっているとえらい時間がかかってしまいますので。

高橋（元）委員 私は実験しろということではなくて、むしろ2段手すりと幅木のほうは実験する必要はないと思います。そうではなくて、出てきた結果をこれとどう比較するかということ……

高橋（哲）委員 その評価も原案はつくりますから、またこの場で改めて。今ここでデータがないやつを推測してもしようがないので、出てきてからまたご議論いただければ。

三浦座長 細かい数字は記憶がございませんが、今、小野委員そのほかから議論が出ている下さん、幅木問題は、欧米のスペックを読んでみますと、たしか直径75cmの球体が抜けないようにするにはいけない。75だったか、インチで書いてあったような気がしたからアメリカのデータかな。要するに、落下危険性のある面積で規定しているんですよ。そういう部分ですから、中さん、幅木、上のハンドレールというような個々の問題ではなくて、ある空間の中に直径75cmの球体が抜けてはいけないよという規定、そこが基準のフィロソフィーになっているわけですね。

では、そこから出るか出ないか、そこへ人形を持って行って落っこして見たところで、あまり意味のある実験ではないと思いますので、この問題になっている今の2行に関して納得できる答えが出るような実験計画を専門委員会というか、ワーキンググループでつくっていくということよろしいでしょうか。——はい、では先へ。残っているのは（5）ですか。

高橋（哲）委員 疑問点がまだ幾つかあるので順番にご質問したいのですが、2ページの手すりの高さですが、前回唐突に初めて75は反対ということを表示された団体がございます。その次の3ページの中さんとも関係するのですが、中小メーカーでは中さんを入れているところはほとんどないので反対であると。中さんを設けないために75以上上げられないのかもしれませんが、75で落ちた事例がないからという理由を前回の方はおっしゃいました。この辺、中小住宅メーカーの労働者が75でいい、大手はもうほとんど90で、45で中さんでやっているという状況の差について、同じ労働者でありながら中小メーカーと大手で、大手の下請さんも含めて、命の重さに非常に差があると言ってしまうかもしれませんが、なぜ急に反対されるのか。前回、急に意見として出てきましたので、その背景理由を伺いたいのですが。

中部委員代理 こちらの勉強会の第1回目が始まる前に、住団連の中に労務安全関係の委員会がございますので、そこで住団連の方針というのを決めました。それは75cm以上という現行基準のままよいということでした。それが住団連の方針であった。そうやって決めまして、中部さんが委員としてこちらに出てきてくださっていて、いま何うとどうも中部さんはそのニュアンスではないお話をされたようですね。前回、中部さんがご都合が

悪いということで、本間さんという同じく安全関係の委員会の委員の方が代理で出たのですが、本間さんはその委員会で決めた住団連の方針をそのまま話された。それでギャップが出てしまったんですね。

高橋（哲）委員 わかりました。そうすると、75は理由はわかりましたが、中さん……

中部委員代理 住団連は、75cmがいいと言っているのではないです。75cm以上がいいと。

高橋（哲）委員 我々としては今では75は低過ぎるという認識ですね。

中部委員代理 住団連は75という数字ではなくて、現行の基準の75cm以上という。

高橋（哲）委員 それはもちろん言葉のあやで、「以上」がつこうがつくまいが一緒ですよ。そんな言葉の端々の話をしないでください。そうじゃなくて、75では低過ぎるんですよ。実際の本当の望ましい高さというのは、河尻委員が研究された結果がありまして、本当は90数cmなんですよね。ただ、いろいろな意味で現行の部材等についての配慮があって、それからかつ、人体の身長伸びが10cmという理由もご存じだと思いますけれども、85プラス中さんということをご提案したわけです。

中さんを入れることについては、どうして反対ですか。

中部委員代理 コストですね。

高橋（哲）委員 コストですか。やっぱり中さんがないと落ちますよね。中さんから落ちた事例はいっぱいありますから、75がいいと言ったとしても、75を超えた事例は不安全行動でなくはないですよ。では中さんはコストだと、安全に関するコストは墜落防止措置として事例があってもコストが第一というふうにおっしゃるわけですね。

中部委員代理 事例なんですけど、恥ずかしい話、実はどのぐらいあるかつかんでいないのです。どのぐらいあるものですか。中抜けですね。

高橋（哲）委員 中部さんからよく聞いていただければわかりますけれども、手すりの下から落ちた事例はいっぱいあります。小野さんはもっとたくさん持っていられっやると思いますけれども。

中部委員代理 いっぱいの数字がちょっと……。

高橋（哲）委員 手すりの下からの件数は毎年数件はありますね。中部さんにお渡ししてございます。

中部委員代理 数件というのは2～3件。

高橋（哲）委員 ええ。それは最低あると思います。死亡ですよ。

中部委員代理 年間2～3件ですね。

高橋（哲）委員 だから中さんがないということは、かなりあくということですよ。

中部委員代理 それは中抜けで落ちたんですか。

高橋（哲）委員 ええ。わく組足場についても、交さ筋かいのすき間から年間1～2件落ちていると。もしあれでしたらもう一回そちらの委員会のほうにきちんとしたデータを事務局からお渡ししますけれども、中さんがないと落ちた事例があるから中さんを入れようと我々はしているわけですから、それはコストという話になるのは安全行政をつかさど

る者としては、ちょっとびっくりするような発言ですね。堂々とコストと言われる方はこの中にはあまりいらっしゃいませんので、びっくりしました。

中部委員代理 わかりやすくコストというお話をしたのですが、厳密に言うと、頻度とかけるコストとの兼ね合いです。ここにかけるコストとしてはどうかという意味でのコストです。恐らくもっとお金をかけなくてはいけない部分があるのではないかと。

高橋（哲）委員 では、例えば住宅工事でほかにどこにお金をかけたらいいと思いませんか。

中部委員代理 どうせかけるのだったら、もっと職人さんへの教育とか、そちらにかけたほうがいいのではないかと。

高橋（哲）委員 それはハードとソフトの両面じゃないですか。ソフトにお金をかけるからハードは要らないというのは、ある意味で理屈になっていないのではないですか。

中部委員代理 ハードはどうでもいいということではなくて。

高橋（哲）委員 そういう意見じゃないですか。

中部委員代理 いえいえ。

高橋（哲）委員 いずれにしてもまだ最終結論には至っておりませんが、データはいろいろ提供いたしますので、よく協会の中できちんとした議論をしてください。もう議事録に残ってしまいましたけれども、これこそ社会的に住宅メーカーだけ緩和するなどということはありません。そういう手法は法令上とれませんので、よくご理解いただきたいと思えます。

中部委員代理 議論を尽くして決まったことに関しては、当然従います。

三浦座長 コストということは私も何回かここで申し上げておりますが、ネックになるのは最終的にコストだなと私も感じています。感じてはいますが、ではコストはだれが負担するのかと冷静に考えてみますと、安全のコストはユーザーの負担なんですね。防衛しかりです。今回、国交省さんの手すり先行足場共通仕様書化というのも、安全をちゃんと公共事業の中のコストで見ているということですね。民はといったときに、競争社会ですから危険な労働環境を与えるところでしわ寄せで負担してもらいましょう。これは確かに高橋（哲）委員がおっしゃるとおりにあってはならないことです。住宅を買う方にちゃんと負担していただかなくてはいけないと私も思います。

ただ問題は、今日はここでは85cmがどうですかこうですかということが「今後の方針案」として提案されていて、85以上も75以上も、以上ならば90でもみんな一緒じゃないかと。実験では93とか95だった。

高橋（哲）委員 河尻さんが一番よくご存じですけれども、95ぐらいがいいらしいです。

三浦座長 そういう話もあるわけです。

高橋（哲）委員 でも、そこまで一気に上げるのは大変だと。

中部委員代理 住団連の皆さんの発想というのは、要は当然メーカーによっては90でやっているところもありますし、85ないしは86のところもありますし、あるいはもしかし

て1メートルというところもあるやもしれません。少なくともこの法規以上の安全を守っていけば、各メーカーの判断でやっていけばいいかという発想です。

コストというふうにズボンと言ったのがちょっとよくなかったのかかもしれませんが、各委員の方がおっしゃるのは要は費用対効果、いつも費用対効果ということを考えますから、そういう意味でちょっと疑問とおっしゃっています。

高橋（哲）委員 その費用対効果は定量的に計算されていますか。

中部委員代理 先ほど2～3件ということでしたね。予測ですと、恐らく低層の住宅は55万棟ぐらいです。あとはそこに1棟あたり3万から5万かなというところですね。掛け算してそれとの見比べだと思えます。

三浦座長 要は消費者負担だと私は申しあげましたように、コストベネフィットをちゃんとお考えいただいて、そのコストは作業員にしわ寄せにならないように、ぜひとも座長からもお願いしておきたいと思えます。よろしいでしょうか。

高橋（哲）委員 はい。

三浦座長 それでは、単管は先ほどと同様で先へ進ませていただくと（5）ですね。それで進め方はよろしかったですか。追加の部分です。ご意見のある方はご発言をお願いいたします。堺委員いかがでしょうか。

堺委員 このとおりで結構です。

三浦座長 ちょっと余計事で、早く終わらせましょうといつも言いながら遅くなってしまうのは座長のせいかもしれないですが、堺委員にご意見だけお伺いします。前回の実務者ヒアリングをお聞きしても、同じ高所作業といっても、建築・土木と造船・プラントメーカーというのが随分違うんだなということにおくればせながら気がつきました。造船・プラントは火を使う場合もある。そうすると、引火の危険性もあるからネットなんか張ってられないという意見もありました。随分違うということですね。

そこでお聞きしたいのは、高所作業についての基本的事項というのがまずあって、次に町場で行われる建設作業、それから工場内で行われる造船あるいはプラントというようなものでは、共通仕様に対して特記仕様みたいなところでびしっと分離しておく必要が将来とも出てくるのかなと私は感じているのですが、堺委員はいかがお考えでしょうか。

堺委員 昔から、造船はやっぱり墜落・転落が非常に多い産業であることは事実です。今でも墜落で亡くなる方が、やはり年に5～6人は出ています。基本的には足場の仮設・解体が非常に多い。その中で、例えば前回は行われたこの足場の研究会で、わく組足場の先行手ずりの話がありますけれども、造船はそれから一応外れていると。これは事実であります。大きい船になってくるとある意味、部分的には建設業に似た部分も出てまいります。しかし、防衛省関係の軍艦あたりを見ますと、非常に難しい足場を組むというのが実態です。それはそれなりの足場の人足場を仮設・解体しているというのが実態です。

だから、そういう意味からすると、座長がおっしゃったように、大きいところは建設に近い部分もあるけれど、小さい船ほど難しいということなので、足場からの墜落・転落で

いま議論されていますけれども、やはりぴんとこない部分がかなりあるのも事実であります。

基本的な考え方というのは、やはり人を落とさない。落ちない、落とさない、物を落とさないというのは基本中の基本ですけれども、足場の仮設については、これからも同じような方向ではちょっと違うのではないかというのが感想でございます。

三浦座長 余計事でしたが、こういう附帯意見もあったということで、事務局のほうとしてはひとつ記録にとどめておいてください。

ほかに何かご意見はございませんでしょうか。

高橋（哲）委員 5ページの（6）の手すり先行のところですが、先ほどの新聞記事とさらに絡むのですが、特記から共通仕様書になって間もなく義務化すると。18年度に国交省さんが調査された結果で、県内に取り扱い業者がないので運搬コストが高いとか、リース会社の特許品のため調達できないとか、取り扱い業者が少ないため納品に時間がかかるとか、なかなか不自由、苦勞しているという、いわゆる直轄工事でもいろいろな問題点が指摘されています。これがすべて解決されたので、今回共通仕様書になったと解釈してよろしいでしょうか。いかがでしょうか、国交省さんにお伺いします。

前川（秀）課長（代理） 不自由しているとかそういった事実関係は、今まであったということは聞いていません。いずれにせよ、これは共通仕様書に今回載せましたけれども、従前から国交省の工事につきましては、手すり先行でやるようにということで別途仕様書、共通仕様書ではないほうできちんと工事ごとにやってきておりましたし、市場のほうでもそういった工法が確保できるということは確認した上で、共通仕様書に改めたということです。不自由という言い方では、市場のほうではもう十分に確保できているというのは確認しております。そういうことでよろしいでしょうか。

高橋（哲）委員 それと安全面で、この中には意見としてないんですけれども、建物側には結局手すりがないので、どうせ安全帯をしなければいけない。外側の手すりを安全帯の取り付け場所として用いると、ワンスパンごとにまたかけかえないといけないというので、結局、ももとの工法のほうが効率がいいという意見とか、それからコーナー部の手すりは先行はできないとか、私ども厚生労働省で建災防に委託した手すり先行工法の普及事業についての意見も、かなり否定的な意見が幾つかあります。この辺についてのクレームみたいな意見は、国交省さんのほうにはあまり届いていないのでしょうか。

前川（秀）課長（代理） クレームとしてないわけではないんですけれども、基本的にはこれは厚生労働省さんが出されているガイドラインに沿いなさいということを言っているだけですので、それ以上のこと、その工法がいいか悪いかについては私どもで判断していないのが実態です。ガイドラインに沿ってきちんとやるようにというのが共通仕様書の内容です。それでよろしいでしょうか。

高橋（哲）委員 はい、わかりました。

あと、ゼネコンさんに伺いたいのですが、こういうガイドラインとしてもまだ若干改善

の余地があるといろいろご指摘されている手すり先行工法ですけれども、民間工事まで普及するという点に関して、どういうデメリットが出てくるのか、そこら辺を教えてください。できればありがたいのですが。

野中委員 メリットですか。

高橋（哲）委員 デメリットです。メリットはあまりないと思いますので。（笑）

野中委員 平成15年に日建連と全国建設業協会、それから土工協、建築業協会、日本橋建協での先行手すり工法の問題点というのをまとめてあります。それは、18年に一度少し改正しましたがけれども、基本的には幾つかの問題点があるということであまり普及はしないという見解を持っております。

一つは、安全というのは高所作業をいかに減らすかということでもありますけれども、この手すり先行工法については、いろいろな部材を足場にたくさんつけろということで、かえって高所作業をふやす、したがって危険性が増大するという点です。二つ目は施工性ということで、取り扱いが非常に難しい。それから、かなり大きな足場を組むと、足場がゆがんだりして部材が取り扱いにくいという形になるということでもあります。三つ目は資材の数がふえるということでありまして、それから危険性が出るということでもあります。

それから安全性につきましては、前回ちょっと発言しましたが、いわゆる前踏み側と妻側には開口部ができるということであり、我々の見解は前回の国交省様のお出しになった4件の墜落のうちの3件の先行手すり、そのうちの1件については、ここの欠点があられた災害だと認識しているわけでありまして、この災害原因については、単に不安全行動であるかということではないと考えております。

それから今、話が出ましたように、最上層では絶えず手すりについて前踏み側が開口部になるために、安全帯も取りつけて全力歩行ができないということでもあります。したがって、作業員はどうしても作業能率が悪くなるために安全帯を使わないようになるということだと思います。これを防ぐには足場の上に親綱を張らなくてはいけないわけですから、親綱を張るということは従来の工法と同じだと思っております。

それから両側に先行手すりをやると、資材の運搬の非常に邪魔になるということですからどうしても片側を外さざるを得ないということでもあります。

供給については、供給できるリース会社とできないリース会社があり、15年のときよりは供給量という点では少しは改善があったと考えておりますけれども、1社であるかということ、リース会社同士の競争はでき得ないというデメリットがあると考えています。以上でございます。

高橋（哲）委員 ありがとうございます。それで、もう一点ご質問ですが、こういうようなデメリットを民間のゼネコンさんは考えていらっしゃるかと。こういう中で、提案として手すり先行工法をすべての現場で導入するという事は、逆に言いますとゼネコンさん50社のうち何十万社あるかわかりませんが、足場を使う業者さんについてすべて

官民を問わず義務づけることについて、建設業行政の立場から考えてどういうふうにお考えなのか伺いたいと思います。

石崎委員 私ども業行政を所管している立場から申し上げますと、やはり安全性の確保というのは大事だと思います。今、ご説明のありましたように、効率性でありますとかそういう観点からのいろいろなご意見も踏まえて、いろいろと作業をしていく必要があると思っておりますので、そういった皆様方のご意見を踏まえながら、この委員会で厚労省さんが安全の確保という観点からどういうふうにご判断するかというのを、私どもも判断したいと思っております。

三浦座長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

加藤委員 私も手すり先行工法のデメリットを現場で聞いた意見としては、町中では当然に歩道側あるいは車道側に接して足場を組むときには、国交省さんの公衆災害防止対策要綱でも決まっておりますし、朝顔をつけなければいけないということになっているのですが、これがなかなかつかない。それとあと、ブラケット足場が非常に組みにくいという弊害が言われております。あともう一つは、いわゆる手すり先行工法だけではやはりどうしても飛来・落下には役立たないもので、メッシュシートも当然兼ねなければとてもではないけれども、市民の安全は確保できないという意見もあります。だから町中では、皆さん見てもわかっておられると思いますけれども、当然にもうメッシュシートというのがすべての足場でやられているというのが実情です。したがって、例えば手すり先行になったとしてもメッシュシートは当然我々はやらなければいけないわけです。

あともう一つ、これは私の個人的な意見です。法律というのはあくまでも全部に対して守っていかなければいけないということですよ。けれども今、民間ではいろいろな方式があるのは事実です。例えばの話、昔、ビデオテープでベータとVHSで争った時代がありました。これも結局は、国がどっちにしろというふうに規定したのではなくて、ユーザーが最終的にどっちを選んだか。一番便利で使い勝手がよくてというふうな感じで選んでいるわけです。今でも、たしか液晶テレビとプラズマが競っています。けれども、法律でどっちがいいなんて絶対言わないですよ。これもやはり消費者が決めていくんじゃないですか。いいものが必然的に残っていく。これが日本の非常にいい方式だと思います。お互いに技術を競い合いながら、それによって安全を確保していくというのが、日本の今までのあり方なのではないかと思えます。

才賀委員 今、ゼネコンさんのほうから話が出たのですが、我々専門工事業者として、かけるほうから言わせていただくと、手すり先行の場合は非常に部材が多いので、今、東京都内でも現場ですと余っている土地がないので、部材を分けて車に返納するのにも困るという現状が非常に強いとも聞いています。先ほど野中さんがおっしゃったように、やはり高くなると曲がってきて、最終的に足場が組めないような状態にもなってきているとも聞いています。確かに手間もかかると聞いていますし、また我々専門工事業者は手すり先行足場をどうしてもやりたいということではなく、やはりゼネコンさんの規格のもと、ゼネ

コンさんがこの現場については先行足場でいくよとか、従来の足場でいくよというような指示のもとでかけ話をしていますので、専門工事業者としてはどうこうという意味では言えないと思います。

ただ、かけることにおいては非常に手間がかかり、高所作業がふえ、また、高い建物になってくると湾曲して縦地の布が入らないというような傾向が出ていると私は聞いています。以上です。

三浦座長 よろしいですか。

小野委員 ただいま手すり先行について、いろいろデメリットの件がたくさん出ています。確かに部分的にはおっしゃられるとおりの部分がたくさんあると思います。しかしながら、手すり先行工法はいいんだということでスタートもされて、もう丸4年もたっています。しかも国交省の現場のアンケート調査では、ちゃんといいという実績が出て、国交省はそれを何年も繰り返しているんですね。その結果、現場の作業員の意見が100個ぐらい出て、この前アンケート調査が出て、結局これが共通仕様書になっている。毎年国交省さんが会議をやっていたじゃないですか。それを踏まえた経過だと思います。

それとどんなものでも、新しいものをやるのは最初は不便です。不便だし、手なれないということです。それと今、不便だとか役に立たないという意見が非常に出ました。実際に作業をやっている人はどんなに助かったかという意見は一つも出ていないのです。これはおかしいと私は思います。だって国交省のヒアリング調査では、助かったという意見がたくさん出ているんですよ。それは作業者の意見ですから。これは大きなギャップがあることは事実です。きちんと直接作業者（の意見を）数多くとって……。本当に作業者が助かったケースが、一つもいま述べられない。こんなことはおかしい。いいもので、やりなさいということになればみんなどんどんやって、悪いところはだんだん改善されていくと思います。以上です。

三浦座長 私自身が作業足場に乘っていない、2階までしか乗れない、3階に行くと足が震えてしまうということで、したがって迫力がないのですが、そこで実務者ヒアリングをやりましょうと。この間お見えになった実務者の方も、みんなネクタイをして来られる方で、作業員ではないんですね。どうしても経営側から見た話になるわけで、いかにしたものかなと私自身悩んでいるところではあります。

今、手すり先行のことについてお話があって、デメリットはこうであると、両者の意見が出てまいりましたが、ほかにご意見をいただけますか。大体5ページぐらいまで終わってきています。（あとは）6ページ、7ページ（が残っています）。

ご意見がないようでしたら、9項目にわたって事務局側で「今後の方針案」というのを出版しております。これは前回と同じですね。変わったところはないですか。

事務局 多少の文言の調整はしております。日本語の「てにをは」の部分での変更はしておりますが、内容については前回同様です。

三浦座長 そういうことです。多分これについて皆さんのご意見を聞くといろいろな意

見が出て、またぐるぐる回るだけでないかという気がいたします。事は命にかかわる問題ですから、多数決はなじみません。そこで、この落下防止措置について、これで一つの答えといたしましよという見方が一つ、いやそうじゃない、もっともっとやるべきだ、実験もやりましようというのもその一つかもしれませんが、その辺について皆さんのご意見をいただきたいと思ひます。

前回は問題になりましたが、「法令上、当分の間」の「当分の間」というのはどういふことかという意見もありました。こんな決め方でいいのかなというのは、実は私も疑問の一つです。「当分の間」という決め方でいいのかなと。

高橋（哲）委員 まさしくこれは住宅メーカーに配慮した結果でございまして、くさび式がなければこういう表現にならなくて、90cm でいきたかったのですが、例えばリース業者さんに聞くと品物が入れかわるのに 10 年かかると。それではとても経過措置的に法令上で、この製品については 10 年間結構ですとは書けませんので、そういう意味で本来はもっと高いほうがいいんだけど、法令上はしかるべき時期、大体みんなが 85 をクリアできるようにになったら……。これはくさび式足場についてだけの配慮です。75 でいい、中さんなしでいいという観点ではございせん。「当分の間」というのは、しかるべき時期が来たらという意味です。ですから、これは 10 年でも、20 年でも、30 年でも法令用語としていろいろの例があります。ですから、下に書いてありますように、引き続き望ましい手すりの高さについて調査研究を行うと。当然、将来的にはもっと高くするというのが基本方針でございまして。ただ、時期的にはちょっと明記できない。

三浦座長 私の記憶だと、84.5 だったじゃないですか。

高橋（哲）委員 すみません、あれは設計上の数値でございまして、いろいろなメーカーのものを実測していくと、85 から 87 の間に入りましたので、85 だとまずクリアできると。それで、例えば 85 のものが流通しているのをわかりながら、1000 万本出ているものについて違反がわかっていながら 90cm という規制をすることは、現場の労働基準監督官の手間を非常にふやすことになります。どこの木建の現場に行っても、是正勧告書を出さなければいけないことになってしまいますので、ある意味で妥協の産物ですけれども、中さんを入れていただけるのならば、85 でもやむを得ないのではないかという意味でございせん。

三浦座長 「当分の間」というのはなじみますか。

高橋（哲）委員 法令上はこう書くのですが、もし報告書上もっと適切な言葉があれば、別にこだわるものではございせん。我々役人がよく使う用語で、次に何かの機会があればという意味でやるんですけれども、三浦先生にいいお言葉があれば直していただいても結構です。

三浦座長 全然アイデアはないです。

高橋（哲）委員 意味としてはそういう意味です。

三浦座長 中部委員の代理の方、先ほど、決まるならばそれに従いますよとおっしゃっ

てしまったのですが。

中部委員代理 法律で決まれば、それを遵守するのが当然です。

三浦座長 持ち帰って検討しないで大丈夫ですか。

中部委員代理 持ち帰って検討というのは。

三浦座長 住団連のほうで、おまえ1人で決めてきやがってと。大丈夫ですか。

中部委員代理 決めるというのは、例えば4ページの「今後の方針案」(3)(4)の(ことですか)。住団連は、もともと現行どおりでよしという立場ですから、決めるも何も住団連はそういう立場です。

三浦座長 別段75にこだわっているわけではないと理解していいですね。

中部委員代理 何度も言いますが、メーカーによっては90のところもありますし、もちろん85のところもあるでしょう。

三浦座長 そういうことで、75にはこだわっていない。

中部委員代理 ですから、別に75以上という現行の規定です。

三浦座長 75以上という現行にこだわってはいない。

高橋(哲)委員 本音はおっしゃいませんけれども、早い話が中さんを取りつけないということですよ。85にしたら、中さんがないととてもあきますので、本音は中さんが大変だということですね。コストがかかるというさっきのお話の繰り返しです。それは今、いろいろなルートで説得しておりますので。(笑)

中部委員代理 当然ですが、メーカーさんによっては中さんをつけているメーカーさんもあります。ないところもあるという状況です。残念ですがないところが多いということです。

高橋(哲)委員 そういうことらしいですね。

三浦座長 この「今後の方針案」で取りまとめますが、ほぼすべて3通りですね。2通りの場合もありました。大体枝が三つ出ていまして、どれかに当たればいいよという話ですが、いやこれでは不十分だというのが小野委員のご意見でもございますし、中さんを取りつけないから75だよという今のご意見みたいなものもありますし、いろいろあってこれはどういう方向で取りまとめていいか私としても非常に悩んでいるところであります。

それで先ほど申しましたように、多数決で決めるというのはとるべき姿ではないと思います。今後、実験を踏まえるということもございますので、私と事務局とで相談をさせていただいて決めていく。もちろん最終的には29日までに何とか(決着を)つけたいと。ただし、それもまだ実験データは出てこないわけですね。そういうこともございますので、この「今後の方針案」等について、よくご理解・ご検討いただいて、こういう点がまだあるというようなことはぜひ事務局のほうに文書で提出をしていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

藤澤先生、何かご意見はございませんか。前回何か途中で議論が終わったような気がし

ていたのですが、そうでもないですか。

藤澤委員 法律全般にかかわる問題で、このところでそれを話題にしても混乱を生じますので。

三浦座長 なるべく混乱を起こささないで早く終わる。大槻委員、何かございませんか。

大槻委員 うちも住団連のメンバーなのですが、以前もお話ししましたように、町場のほうは安衛法そのものをなかなかやっていないということです。今回の「今後の方針案」に「当分の間」というのと、それから法制化じゃなくてとりあえずガイドラインで普及していくということが入っていますので、逆に言ったら無地のところへ今からきっちり中さんを入れていくんだよという指導の形で普及というか、とにかく安全第一で物を進めていくのであればやれそうです。

住団連さんの安全部会のほうでも、うちのほうは「当分の間」という言葉も入ったし、85以上ということで従来のものも使えるんだということで、あとは中さんをきっちりやていきましょうよと。やるかやらないかはわかりませんが、普及だけは指導として旗を振っても構わないのかなということです。以上です。

三浦座長 大槻委員のご発言の中で、中小といえども産業廃棄物規制と同様、決めてくればちゃんと守りますよというご意見が非常に私は印象に残っております。法治国家ですから、こういうものは行く行くはちゃんとルールとして決めていくべきものだと思います。恐ろしいことに世の中は訴訟社会に入りつつあります。そのときにぴしっと法整備を整えてトラブルを起こさない、ちゃんと準備をしておく。その根底は人の命であるということ踏まえて、ちゃんと法整備をしていくべきものだと思いますが、そういう意味でまだ時期尚早であると。お話をお聞きしていると、随分いろんな意見の差があるなという気がします。実務者レベルというところまでおいてはみたものの、実際には足場に乘っている人ではなかったとか、まだ私も十分わかっていない部分もあります。

ただ一つお利口さんになったのは、安衛法の重要な条文を読ませていただきました。なかなかいいことが書いてあるんですね。すばらしいことがいっぱい書いてある。それが本当に現実世の中で通っているかというようなことを踏まえると、藤澤先生のお話ではないですが法体系の話に入ってまいりますので、自分の勉強として現時点ではとどめておこうと思っております。

ほかに何かご意見は。

高橋（哲）委員 座長のほうからは、あまり混乱するので点検のところはちょっと省かれたのですが、少なくとも5ページの（7）の大雨とか大風、地震の後の法定点検の結果の記録の保存と（8）の作業開始前の点検、いわゆる足場の手すりを取り外されているようなものについて、その当日の作業をやる箇所について作業開始前に点検を行うというところ。これだけでは不十分というご意見はあるにしても、（7）と（8）については、皆さんご異論ないのではないかということで合意を取りつけられればと思うのですが、いかがでしょうか。

三浦座長 (7)と(8)はいかがですか。

前川(邦)委員 よろしいと思います。

小野委員 (7)の「足場を解体するまでの間、これを保存しなければならないこと」となっていますが、現場終了までだということが常識だと思います。足場を解体してしまったら、もうその時点で全部証拠が何もなくなりますよ。振り返りの勉強も反省も何もそこから出てこないということです。保存は最低でも現場終了までということだろうと思います。その辺はまた専門家でどうぞ議論してもらえばいいと思います。

三浦座長 ほかにご意見はありますか。(7)と(8)。

高橋(哲)委員 今の意見に反対ですけれども、この点検の結果を何に使うのかという、その足場について大風のときにはこういう箇所は危なかった、地震のときにはこういうことが危なかった、盛りかえていったときには、ここはやはり一番チェックポイントだなということで、それに活用するという意味での記録ですので、足場がなくなってまで保存する意義はちょっと感じられないのですが。

足場一般に対しての勉強には役立つかもしれませんが、あくまでもこれは法的に義務づける話ですので、活用という観点からすれば解体までの間で十分ではないかと思います。

三浦座長 愚問かもしれませんが、足場を解体するというのは現場終了時ではないんですか。

高橋(哲)委員 そうとは限りません。部分的に……。

三浦座長 部分的なこと。

高橋(哲)委員 例えば工事全体が幾つもの足場がある場合がありますから。

三浦座長 わかりました。

小野委員 それは前回、藤澤先生などもちよろっと意見を言われていたので、私はそれがちょっと耳に残っています。結局、いろいろ後遺症も発生するんじゃないですか。そのときわからなくて、振り返りたいというとき、いざというとき何も出てこない。それは外国の例などを見てもそんなことはないですね。少なくとも外国ははっきり打ち出しています。イギリスは、現場終了後、転移先で3カ月保存とかいろいろなっていますよ。いろいろあるからだと思います。

前川(邦)委員 その外国の例はともかくとして、今、我が国でこういう法制化をしようとしているときに、何のために竣工時まで保存しておかなければいけないかということをお聞きしたいのですが。

小野委員 ですから、私もその辺の専門家ではないので、記録の保存というのはやっぱり、過去のトレーサビリティに役立つじゃないですか。

前川(邦)委員 我々はユーザーであり専門家であるわけですから、我々は言ってみればそういう意味では専門家ですね。文字どおり皆さん方、メーカーさんやリース屋さんから借りて使用しているユーザーというのは専門家ですから、その立場からいけば、個人的

には保存なんか要らないと思いますが、先ほど高橋（哲）課長がおっしゃったように、せめて足場があるうちは振り返るという意味では、妥協してもいいかなというのが私の意見です。

三浦座長 今、小野委員はけがの何と言いましたか。

小野委員 例えば後遺障害が後で発覚したり。それは私もわかりません。しかしながら、記録がそのときに全部なくなるということは、どんなものもないと思います。

前川（邦）委員 その必要はないです。

加藤委員 何のために足場の点検の記録をやるかということ、やはり点検をします、どこかで不備がありましたらそれを直しましょう、ということで使っていくわけですよ。そうして使っていくのが常套手段だから、そうしたら足場がなくなったら（もう）いいじゃないですかというのが私の考えです。事故があったのだったら、事故の記録としては残るわけだから、さっき言ったトレーサビリティがどうのこうのと、そこで墜落事故があったら墜落事故できちんと監督署にも報告しなければいけないし、事故記録でちゃんととっておくわけだから、その話とこっちの話とは違うのではないかと。

藤澤委員 私が申し上げたようなことになっていますが、私が別件でいろいろ聞いて回った話ですと、また特別加入の問題になるのですが、一人親方が自分で処理をした場合の処理の結果によっては後遺症が出てくると。それが一つは足場に起因するような問題であるというようなことになると、そのあたりの記録がないということで判断ができないというような事例がありました。そういう意味からいうと、現場の労災がすべてに使われて、そして事故がそういう形で処理をされていけば問題ないと思いますが、現実には必ずしもそういう実態ではないというようなことがありますので、これはトータルな労災処理のシステムが確立されれば、足場の解体でいいのかもしれないけれども……

高橋（哲）委員 労災のシステムはもう確立されております。労災のいわゆる保険申請もありますし、死傷病報告といって労災とは別にも報告しなければいけません。

藤澤委員 そうですね。

高橋（哲）委員 そういう記録があります。それから大きな事故ですと、監督署のほうで災害調査をやって膨大な資料をつくれます。ですから、そういう記録と足場の点検記録とを同次元で議論するのはあまりにもかけ離れていると思わざるを得ません。

藤澤委員 大事故の場合はそうです。

高橋（哲）委員 ですから、そういうシステムがあって、先生が知っていらっしゃるレアケースの事案としてたまたまそういうものがあつたからといって、それをもってすべての現場に……。例えば極端な話、先生の事例を引用すれば、それを言えばその人間が亡くなるまで当該足場の記録を保存しなければなりませんね。

藤澤委員 ただ、これは解体までというのですが、せめて解体というものと現場が完成するまでというのと、この辺のニュアンスだろうと思います。

高橋（哲）委員 ですから、現場が終わるまで必要ないのではないかと。その足場がな

くなれば、目的は先ほどいずれの方もおっしゃっているように、足場の点検のために参考にしようということ。将来の足場の点検の参考にしよう、またチェックリストにしておけば点検漏れがなくなる、そういうものに使おうと。そういうためのものですから、足場がなくなったら、それはもう活用する用途としてはない。それが普通の考え方ではないかと思います。

小野委員 参考にしたくても、見るものがなくなれば参考にもできないんじゃないですか。足場解体と作業所終了の何でそんなところが（問題に）なるんでしょうかね。

前川（邦）委員 残しておいて何のために使うんですか。

高橋（哲）委員 今のご質問は、何のために使うんですかと。

前川（邦）委員 何のために残しておくんですか。

小野委員 ですから、振り返りができませんよということですよ。

高橋（哲）委員 何の振り返りですか。

小野委員 反省ですよ。何か起きたときに、どうなっていたのかなという。

前川（邦）委員 何か起きたって、具体的に何のために必要か教えてくださいと質問しているんです。

小野委員 振り返りができなくなるじゃないですかと。

前川（邦）委員 だからそれは何ですか。

高橋（哲）委員 何の振り返り。

前川（邦）委員 具体的に何ですか。

小野委員 事故が何か起きた、欠陥要因が起きたと。後でそれがわかる場合があるわけでしょう。

前川（邦）委員 そんなことはないですよ。

小野委員 ないですなんて、そんなことは私は言い切れないと思います。

前川（邦）委員 そんなこと隠したら送検されますよ。

小野委員 私もこんなところで言い張るのはおかしいんだけど、何でそれが解体と同時になくなっているのかがわからない。

前川（邦）委員 すみません座長、何かわけのわからないことをいつまでも言っているので、注意してくれませんか。

小野委員 なぜ必要性がないかということ逆を言ってほしいですね。

高橋（哲）委員 だから言ったとおりです。足場の点検に役立てるためですから、その役立てる目的のものがなくなったら必要ないでしょうということ。事故が起きたものであれば、事故に関する記録は別に残っているということです。

小野委員 私はこの件はペンディングにしたほうがいいと思います。

前川（邦）委員 ペンディングなんか必要ないと思います。

高橋（元）委員 これは義務化の話なので、やはり何のために必要かということで、そのために必要性がなくなったときには義務化を外すのが当然であって、その後の問題は例

えば民事上の問題でこれが必要だったかどうか、そこまで事業者に義務づけるというのはおかしい話です。

小野委員 おかしいというのは、高橋（元）さんの話ですね。私はおかしくないと思っているので。

高橋（元）委員 法律の制度からいって、必要だから義務化しているわけですから、それを超えてまでの義務化というのは考えられない話です。

小野委員 ほかの産業界のあれも参考にされたほうが私はいいと思います。いずれにしても点検を軽視してはいけませんということです。点検の軽視からそういう方向性にどんどん行くのではないのでしょうか。

才賀委員 だから点検は点検していますよ。

小野委員 この後の件、(9)(10)にもみんなつながることです。

高橋（哲）委員 これはまた別途です。最低限私が申し上げたのは(7)と(8)だけです。

関山委員 話題がちよっと変わりますが、この足場と非常に近い関係のああいふ仮設で支保工というのがあります。支保工の場合の事故が結構あるんですよ。支保工の事故の場合は、意外と後から事故を究明する場合にかなり厳しい調査があります。死亡事故がありますと警察が介入する。もう一つは厚労省もそういう関係で介入しまして、そのときに私どもはどういう強度計算をしたのか、またどういう仮設設計をしたのか、支保工のあり方なのか、あらゆる証拠を全部出させられます。そういう場合は、証拠を全部残すのは後になって大変重要になってきます。図面から強度計算書からあらゆる関係書類を残しておく。どこに問題点があったのかということがよく議論になるわけです。

そういうことで、支保工の場合は強度計算など、すべて提案したほうで保存しているというのが事実です。こういう関係と足場は全く違うのかどうか、この辺は話は別問題ですけども、仮設にまつわることではそういうことがあるということだけご参考にしてもらえればと思います。

三浦座長 事は刑事問題であったり、死亡事故になれば業務上過失傷害と証拠保全という、足場は保存しておかなくてはいけないわけですね。警察の調査が入り、もちろん国交省も入るんでしょうが。

関山委員 結構あって、これで苦勞するんです。皆、警察から呼ばれて、また各関係者、技術者が全部事情聴取を受けまして、それに関する書類を全部出してくれということで、私たち業者としましては保存しておく、証拠品を全部提出できる準備は常にしておくということは大事なことはないかと思います。

菅原委員 今の事例は支保工がつぶれた場合の話でしょう。

高橋（哲）委員 型わく支保工がつぶれた場合でしょう。

関山委員 そうです。事故が起きた場合です。

菅原委員 今は足場の点検した記録の話ですから。

関山委員 ですから、全く話題は違うのですがと。

堺委員 私どもは原案に賛成ですが、この 567 条というのは足場を組む者、現場で働く者は大体認知しているわけです。台風、大雨、大風が来たら、どんなことをしなければいけないか。けれども、実際にこれをやられているかやられていないかというのは、わからないわけです。我々にとっては、この法律ができることによって、点検し現場を復旧し作業を再開する、そして記録を残すということなので、逆に言えば非常に厳しい。だって膨大な足場があるわけですから。それを先ほどおっしゃっているように最後まで残せということになると、書類の山になってしまいますし、そういう意味からすると、この原案だけで我々はもう十分きついわけです。現場を預かる者にとっては、非常にプレッシャーが強い法律だと思っています。

高橋（哲）委員 今まではとにかく全くなかったものですから。

堺委員 なかったです。それだけで十分だと思います。

高橋（哲）委員 一步前進では不十分だというのが小野委員のご意見だと思います。一步じゃだめだと。

堺委員 正直な話、プレッシャーはありますよ。

三浦座長 実際にやる人としては。

小野委員 そういう意味では同じ立場ですよ。それで、先ほどの足場も支保工も同じレベルですよということです。足場と支保工が違うじゃないかと。そうではなくて支保工も足場の分野だということです。

三浦座長 藤澤先生から聞いた話ですが、時効はけが 2 年、障害 5 年ですか。

高橋（哲）委員 労災保険の請求ですね。

三浦座長 ですから、そういう問題を含めまして、法律屋さんはどう考えるのか、どう見ているのか、それは行政側が一番お得意のところじゃないですか。

高橋（哲）委員 これはだから内部では基本的に保存義務をかけるときに必要性をぎりぎり言われます。

三浦座長 内閣法制局がどういう見解をとるか。

高橋（哲）委員 最終的にはそういうことになるとは思いますけれども、少なくともこれでも長過ぎるという意見があり得ると思います。まず保存の必要性から始まるわけですから。

三浦座長 法制局のプロの議論をこれから見るわけで、ここで議論していても私はちがが明かないのではないかと思います。

高橋（哲）委員 論点がわかりましたから結構です。

三浦座長 高橋（哲）委員、むしろ私が非常に懸念しておりますのは、例えば（9）の「足場の構造、機材に熟知しているのは、足場の組立て等作業主任者であるので、点検の実施者としては、足場の組立て等作業主任者であって、足場の点検について十分な知識及び経験を有する者を指名する」という、ここの「十分な知識及び経験を有する者を指名す

る」ということが、いかように担保されるのかというほうが心配というか。それは杞憂ですよと言われればそれっきりですけれども。

菅原委員 作業主任者の資格というのは一種の国家試験と同じなんですよ。その辺をご理解いただきたいと思います。

三浦座長 国家試験。

高橋（哲）委員 法定で決めた国家資格ですね。いわゆる民間資格ではございません。

三浦座長 再教育か何かをやるんですか。1回もらってしまうとずっと……。

菅原委員 5年で能力向上教育というのがあります。

三浦座長 継続教育をやるわけですね。

高橋（哲）委員 完全な義務づけではございませんが、行政指導ベースとして5年に1回再教育をやっていただいております。

三浦座長 学校の先生の教員免許は10年に一遍になりますよね。5年に一遍再教育が行われると。わかりました。ほかに何かございますか。

小野委員 今の件です。

三浦座長 私が言ったことですか。

小野委員 ですから（9）（10）の件です。私は前回、足場の作業主任者では点検者としてのものとはとても困難ではないか、そんな全部できる作業主任者なんていないわけじゃないですかと（言って）、資料も提出しました。作業主任者及びそれに類する人、既に国家資格を持っておられる方が点検の勉強をきちんとして、それでちゃんと資格づけをしたらどうですかということをおし上げました。

三浦座長 これでそういうふうに取り上げられますか。

才賀委員 足場の作業主任者だけを指すと一つになりますけれども、足場の作業主任者を取る職人というのは、やはり経験年数をずっと積み重ねて幾つも幾つも資格を取っているんですよ。足場だけを持っているわけじゃないんですね。その上には鉄骨の建て方もあるし、パワークレーンの組立て・解体というような非常に難しい仕事の主任者も取っているし、そういう者を我々はつけているわけです。ですから、単に足場を組立て・解体だけの免許証だけ持って、それがチェック（をする）ということではなくて、それ以上の者をつけて常にチェックをしているというのが現状だと思います。

三浦座長 資格関係については藤澤先生がお詳しいのですが、ご意見はございますか。

藤澤委員 これもいろいろ幅がありまして、数がたくさんありますし、それから木建、大工さんでも足場の組立て作業主任者があるわけです。ですから、それを持っていないと足場は扱えないですから、そういう意味からいうと、おっしゃるように専門知識を持った上でやっておられるということですが、その結果をどういうふうに権威づけるか、反映させるかというあたりの、これもやはり仕組みの問題ではないかと思えます。

それからこれもいろいろあるんですけれども、講習会をやっている場所によってもかなり温度差があるようにも思いますので、その辺が周知徹底していくような形の仕組みの問

題がやはり残されているなどと思います。

三浦座長 ありがとうございます。どう反映させるか仕組みが大切というご意見でした。ほかにご意見はございますか。

事務局 委員の先生方の問題点がより一層明確になってきましたので、これらの今あつたご指摘を踏まえまして一度、座長とまたご相談して細部にわたって調整はさせていただきますなどと思います。

三浦座長 ちょうど5時ですね。初めて2時間で終わりましたね。事務局にお返しします。

小野委員 この前、私が指摘させてもらった足場と躯体側の養生、この辺をしっかりしてもらわないと困りますということは前回も申し上げてあります。それが課題に取り上げられていません。これは非常に大事なので。ですから、先ほど言った手すり先行工法とも関係があるんですよ。手すり先行工法の中精神の中に躯体側にすき間があれば、外側養生と一緒にだという精神が込められていると私は思います。いずれにしてもそれがグレーならばはっきりしてくださいということです。

三浦座長 資料 No. 6-1 の議事録で訂正された、小野委員の(5-7)「躯体側にすき間や開口部があれば」のことですね。

小野委員 そうです。再度にわたって言っているんです。

三浦座長 「足場の外部側と同等の措置として先行手すりを付ければ良い」と、この部分の今のご意見。

小野委員 例えばですよ。だからその辺を明確にしたほうがいいですよということです。

才賀委員 我々のほうはちゃんとそこの間はネットを張っています。

前川(邦)委員 今のご意見は何の意見だかよくわからないのですが、躯体側に先行手すりみたいなものをつけたら作業できなくなるんですよ。足場というのはあくまで仮設であって、建物の躯体とか仕上げをするための足場です。本設ではないんですよ。そこで作業するためには当然、落下しないように……

小野委員 私はわかった上で言っているんです。

前川(邦)委員 才賀さんが言ったようなことは、法にかなうように、法違反しないようにちゃんと我々はやっているわけですよ。そういうことです。現場のことをよく勉強してください。

小野委員 躯体がある場合とない場合がございませうでしょう。内側に後で躯体が上がってくる場合もあるでしょう。鉄骨だけ上がって躯体がまだ壁がない場合もあるでしょう。

前川(邦)委員 ない場合は、足場組立ての過程では親綱とかを内側に張っているわけですよ。だからそうおっしゃるなら、よく現場をごらんになったほうがいいですよ。

小野委員 いずれにしろ明確にされたほうがいいという私の意見です。

前川(邦)委員 だからやっています。

三浦座長 よろしゅうございませうか。

それでは、この後、実証実験が行われることに相なりました。事務局のほうでワーキングをどう立ち上げ、どうやるかというようなことは、また私にきっと相談があろうと思います。お任せいただければと思います。

次回は29日ですね。ここで事務局のほうから何か発表があるんじゃないですか。

事務局 第7回の研究会につきましては、これは実験の計画とかもありますのであくまで予定ですが、29日1時から3時までボイラ協会、この場所で開催したいと思います。正式な日程が決まりましたら、また後日お知らせしたいと思います。どうしても出席できない方は、またなるべく代理の方を出していただきたいと思います。

以上をもちまして、第6回の足場からの墜落防止措置に関する調査研究会を終了したいと思います。本日は皆様どうもありがとうございました。

三浦座長 ご苦労さまでした。

— 了 —